

平成八年六月十三日提出
質問第二七号

小・中学校図書教材で使用されている著作物に関する質問主意書

提出者 今村 修

小・中学校図書教材で使用されている著作物に関する質問主意書

全国の小・中学校で使用されている図書教材において、そこで掲載されている写真、イラスト等の著作物が、著作権者に無断で組織的に大量使用されている疑いがあるので、以下の項目について質問する。

一 小・中学校用図書教材及び同教材出版会社について

全国の小・中学校で使用されている教科書以外の副読本、テキストブック、テスト等の図書教材の総発行部数、売上高、図書教材出版社の数はどのくらいか。

二 文部省が所管する図書教材出版社の業界団体である公益法人について

1 図書教材出版社の業界団体として、文部省が所管している公益法人ではどのような名称の法人があるのか。またその法人の業務内容、総収入額、総支出額及びその内容（会員何社から、それぞれのどのような名目で年間どれくらいずつの金額を集めているのか。またその支出内容について。）はどのようになっているのか。

2 同公益法人に加盟している会社は何社か。またその加盟会社名及びそれぞれの会社の取扱い内容、売り上げ規模はどのくらいか。

3 同公益法人の役員構成（役員それぞれの経歴や所属会社名及び同会社での役職等）はどのようなになっているのか。

4 同公益法人の役員と所管庁との関係（所管庁の出身者が同法人の代表者になっているか。もし代表者になっていた場合、当該代表者の氏名、出身所管庁部署等含めた経歴）はどのようなになっているのか。

三 文部省が所管する図書教材業界団体における著作物使用形態について

1 文部省が所管している業界団体（公益法人）の加盟社が発行する図書教材において、そこで使用されている写真、イラスト等の著作物は著作権者や著作物の管理者とどのような使用契約に基づいて使用されているのか。著作物の買取方式なのか、または一回ずつの使用契約に基づいて使用されている例が多いのか。その割合や使用契約の基本的「使用規定」等の内容も含め具体的にどのようなになっているのか。

また、昨年度以前の具体的契約内容（使用規定）も含め、どのようなになっていたのか。

2 同業界団体及び同団体加盟社が、著作権者及び著作権団体等との間において、著作物貸出契約の違反等、著作権トラブルが起きているのか、否か。

もし起こっているとしたら、被害者名、または問題提起をしている団体名及び加害者とされる図書教材出版社及び同社が加盟する業界団体名等当該所管庁において確認しているのか。また著作権の侵害を始めた時期や侵害規模は具体的にどのくらいか。また過去において同団体加盟社が同じような著作権トラブルを起こしている例はあったのか。

3 文部省が所管する教材業界団体の加盟社が発行する図書教材中において、海外の著作物が使用されているのか。または海外の著作物を当該著作権者や財産権者に無断で使用するような行為を行っているのか、否か。海外の著作権団体や諸機関等から著作物使用に関して日本の同教材出版社の業界団体や所管庁及び著作権団体等に対して問題提起や問い合わせ等がされているのか。

四 図書教材の業界団体である公益法人を所管する文部省の監督・指導について

1 本著作権及び著作物貸出契約をめぐる問題について、当該所管庁は所管する当該公益法人や著作権者及び問題提起をしている著作権団体等に対して十分な調査を行っているのか。行っているとすれば具体的に調査方法、内容、また、今後の調査方法についても明らかにされたい。

2 図書教材業界の団体である公益法人を所管する文部省は、どのような設立案ののもとで当該公益法人

の設立を認可したのか。現在その設立目的に反するような行為は、同公益法人において行われているのか、否か。

3 もし設立目的に反するような行為や、同業界団体に加盟する多数の教材出版社において、組織的に他人の著作物を大量に無断使用をしていた場合や、また、それらの不法行為を行っていたことを同業界団体の代表者が認めた場合、所管庁である文部省はどのように同法人に対して対処されるのか。また、設立の認可を取り消すこともあり得るのか。

4 小・中学校で使用されている図書教材は、教育現場に直結している物であり、また著作権等の知的所有権は、国際的にもその権利意識が高まっている現在、同図書教材中で使用されている写真・イラスト等の著作物の使用形態にも著作権者の権利が充分守られなければならないし、所管庁においても現状を充分調査の上、監督指導していかなければならないと思うが、当該所管庁である文部省の見解をうかがいたい。

右質問する。